

## 豊能町地域公共交通会議分科会設置規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、豊能町地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、豊能町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 分科会は、交通会議の指示を受け、要綱第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

### （組織）

第3条 分科会はその内容に応じ、交通会議の委員長が指名する者をもって組織する

### （分科会の運営）

第4条 分科会に会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

3 分科会は、交通会議会長からの要請があったとき又は会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 会長は、必要に応じて、分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### （報告）

第5条 会長は、分科会の協議経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。

### （庶務）

第6条 分科会の庶務は、豊能町総務部企画政策課において処理する。

### （その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事

項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。